

仕 様 書

- I 工事名  
#31建物他LED照明器具取付工事
- II 工事場所  
札幌市東区苗穂町7丁目1-1 陸上自衛隊苗穂分屯地
- III 工事概要  
1 蛍光灯照明器具新設 152台  
2 LED照明器具新設 152台
- IV 一般事項  
1 本仕様書及び図面は、陸上自衛隊苗穂分屯地「#31建物他LED照明器具取付工事」について必要な事項を規定する。

- 2 施工 本工事施工に当たり仕様書及び図面に記載なき事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」に基づき入念に施工する。
- 3 疑 本仕様書及び図面の内容に明記のないとき、又は疑いを生じたときは、すべて監督官と協議すること。
- 4 懸念 現場の納まり状況により、軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し、その指示により施工する。但し、請負金額及び工期等の変更はしない。
- 5 材 料  
(1) 本工事に使用する材料は、仮設資材を除き全て新品とする。  
(2) 製造所及び商品名の特記がある場合は、そのもの又は同等品以上とする。但し、同等品以上とする場合は、工事着工前に監督官の承諾を受ける。
- 6 材料検査  
本工事に使用する材料は、工事現場に搬入の都度、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
- 7 現場管理  
(1) 工事現場は常に諸材料、その他の整理及び清掃を行い火災等の事故防止に努めること。また、喫煙は指定された場所、時間以外は厳禁とする。  
(2) 危険性のある場所には、危険標示等の処置を行う。写真撮影は厳禁とする。  
(4) その他、官側の規則、指示等に従い遅滞なく作業を行う。
- 8 書類手続  
(1) 本工事に必要な書類等は、監督官の指示に従い遅滞なく提出する。  
(2) 本工事に先立ち実施工程表及びその他監督官の指示する書類を作成し、監督官の承諾を受けること。
- 9 工事写真  
工事写真は、着工前、施工中、完成後、隠蔽となる箇所及びその他監督官の指示する箇所とし、原則デジタルカメラで撮影する。工事写真は紙媒体によるアルバムとして整理し、監督官に提出する。
- 10 発生材  
本工事施工に伴う発生材は、監督官の指示のもと分別し、発生材調書を作成し提出する。分別した発生材のうち、金属類については監督官の指示する場所に運搬集積し、それ以外の産業廃棄物については、請負業者において関係法令等に基づき適正に処理を行い、速やかにマニフェスト（E票）の写しを提出する。
- 11 後片付け  
本工事を完了に際しては、工事現場の後片付け及び清掃を行う。
- 12 保証  
本工事を完了後、1年間における施工の不備等による損害は請負業者の責任において無償で修復する。
- 13 検査  
本工事を完了後、仕様書及び図面等に基づき、請負業者及び監督官が立会いのうえ、検査官が指定する日時に完成検査を行う。

- V 特記事項  
1 電気設備工事  
(1) 本工事で使用する照明器具は下表のとおりとし、全て官側から支給する「官給品」を使用する。

	メーカー・規格・型式	数量	区分
1	パナソニック X L X 4 0 0 K E N C L E E 9	8 3	官給品
2	パナソニック X L X 4 0 0 D E N C L E E 9	2 3	
3	パナソニック X L G B 8 2 8 2 2 C E 1	2 2	
	小 計	1 2 8	台

	メーカー・規格・型式	数量	区分
4	パナソニック N N Y 2 4 1 2 7 H Z L E E 9	1 6	官給品
5	三菱 M Y - V 2 3 0 2 3 1 N A H T N	3	
6	三菱 M Y - V 4 7 0 3 3 1 N A H T N	1	
7	三菱 M Y - H 4 7 0 3 3 0 N A H T N	2	官給品
8	三菱 M Y - N 4 3 0 3 3 2 N A H T N	2	
	小 計	2 4	台
	合 計	1 5 2	台

- (2) 照明器具設置に際し必要な資材及び電材等が発生した場合、軽微なもの（端子類、吊具部品、下地材等）については請負業者の負担において準備する。ただし、関係法令等の規定に準拠したもの、または監督官が承認したものを使用する。
- (3) 前号においては、関係法令等の規定に準拠したもの、または監督官が承認したものを使用する。
- 2 その他  
(1) 本工事は、梯子または脚立等を使用した足場のほか、高所作業車（作業高6m程度、入口高約2mを通過できるもの。）を使用し施工する。  
(2) 本工事は、電灯分岐回路開放による停電作業とする。  
(3) 本工事は、曜日、原則土曜日、日曜日、祝日（祭日及び国民の休日を含む。）、その他の休日（以下「休日等」という。）を除く平日とする。また、施工現場の稼働状況等に依りて休日等とする場合がある。施工時間は、午前8時30分から午後17時00分までとする。所が生じないよう施工する。休日等において、支障となる物品等の移動、または汚損・損傷防止の施工時、または高所作業車を含む足場等の据付け及び移動時において、支障となる物品等の移動、または汚損・損傷防止のための養生、防護措置については請負業者の責任において行う。但し、作業前に監督官及び施工建物の責任者等の指示を受ける。施工等終了後は必ず原状回復させ監督官等の確認を受ける。

件名	種別	支処長	仕様書	図番番号	縮尺	1/6
#31建物他LED照明器具取付工事	総務課長	営繕班長	営繕係長	電気係長	設	計